

特定施設の届出内容と必要な書類

㉔これまで特定施設を1つも設置していない場所に**初めて**施設を設置する場合

特定施設設置工事の開始30日前までに

→特定施設設置届出書 + ①～⑩の添付書類 を提出

㉕既に特定施設を設置している場所において、設置届に係る内容を変更する場合

当該事項の変更に係る工事の開始30日前までに

→当該変更届出書 + ①～⑩の添付書類 を提出

㉖氏名、名称、住所、代表者氏名(法人の場合)、事業場名称に変更があった場合

変更のあった日から30日以内に

→氏名等変更届出書 + その変更が分かる資料（登記簿等）を提出

㉗使用していた特定施設を**全て**廃止する場合

※和歌山県公害防止条例に基づき届出を行っている特定施設は残っているが、法に基づき施設をすべて廃止する場合は届出が必要です

特定施設の使用を全て廃止した日から30日以内に

→特定施設使用全廃届出書 を提出

㉘特定施設の譲受・借り受けがあった場合、届出者について相続・合併・分割があった場合

※特定施設のすべてを承継した場合でない限り、届出は不要です。

承継のあった日から30日以内に

→承継届出書 + 登記簿 を提出

※㉔～㉘の各届出書を指定の時期に提出されていない場合や提出できない場合は、㉙届出の遅延に関する理由書を添付してください。

※㉘の届出を行う場合、次ページの補足事項をよく確認してください。

※氏名等変更届・承継届については、騒音と振動の両方を同時に申請する場合、騒音・振動共通様式の申請書を使用しての届出が可能です。

※提出部数は**正本・副本各1部ずつの合計2部**を提出してください

㊦の各変更届出についての補足事項

※騒音と振動で取り扱いが異なるため、届出の要/不要の条件が異なります。

下記の内容を確認し、必要な届出を行ってください。

・騒音

→特定施設の種類ごとの数、騒音の防止の方法を変更する際に変更届が必要

※別種の施設の新設（例：これまでは空気圧縮機だけだったが、送風機を設置）
を行う場合も変更届が必要です

以下の軽微な変更該当する場合、変更届出の必要はありません。

・特定施設の種類ごとの数を減少する場合

・特定施設の種類ごとの数を、当該施設の種類の直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合

（例：2台で届け出ていた送風機を 4台に増加→不要 5台に増加→必要）

・騒音の防止の方法の変更で、騒音の大きさの増加を伴わない場合

（例：これまで使ってきた防音設備より防音効果のあるものを設置する等）

・振動

→特定施設の種類及び能力ごとの数、振動の防止の方法、使用時間帯を変更する際に変更届が必要

※別種の施設の新設（例：これまでは空気圧縮機だけだったが、破碎機を設置）
や、同種で能力違いの施設を増設する場合は変更届が必要です。

以下の軽微な変更該当する場合、変更届出の必要はありません。

・特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合

・振動の防止の方法の変更で、振動の大きさの増加を伴わない場合

（例：これまで使ってきた防振設備より防振効果のある対策の実施等）

・使用時間帯の変更で、使用開始時刻の繰り上げ又は使用終了時刻の繰り下げを伴わない場合

※使用時間が伸びる場合は届出が必要です。

特定施設の届出に係る添付書類一覧（騒音／振動規制法、県公害防止条例）

番号	法	条例	書類の内容
①	○	○	特定施設の配置図
②	○	○	特定工場及び付近の見取り図
③	○	○	騒音／振動の防止方法 例) 騒音…消音機の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等 振動…吊基礎、直接指示基礎、空気ばねの設置等 できる限り図面や表等を用いて分かりやすく提示してください ※「敷地境界から離れた場所への施設設置」も方法の一つであり、この場合は、特定施設から敷地境界や周辺民家までの距離が分かるものを提示してください（②や⑦と兼用可）
④	○	○	敷地内の建物等の配置図（②・③に関連するもの ※②と兼用可）
⑤	○	○	事業場建屋の平面図、立面図及び断面図（③に関連するもの）
⑥	—	○	騒音／振動の発生に係る操業系統の概要（作業工程図）
⑦	○	○	特定施設から直近の敷地境界線までの距離と騒音／振動の推定値 ※規制（排出）基準の適合状況が確認できるもの（計算式も提示すること）
⑧	○	○	事業場の敷地境界線を図示したもの（⑦に関連するもの ※②や⑦と兼用可）
⑨	○	○	特定施設から発生する騒音／振動の大きさに係る資料 ※騒音／振動の発生源に係る資料（⑦に関連するもの）
⑩	○	○	届出施設の構造概要図（カタログ等で可） ※届出様式（特定施設の型式、公称能力）や、⑨に関連するもの
※⑪以降は必要に応じて添付すること			
⑪	(○)	(○)	【⑦で、敷地境界において規制（排出）基準に適合しない場合】 特定施設（既設のものを含む）から直近の民家までの距離と騒音／振動の推定値 ※周辺の生活環境が損なわれる状況かどうか判断できるもの ※施設が複数ある場合は、複合音／複合振動の推定値
⑫	(○)	(○)	【届出者に代表権がない場合（現場代理人等が届出を行う場合）】 届出の権限に関する委任状（代表者から届出者への委任）
⑬	(○)	(○)	【届出前に特定施設を設置（変更）してしまっている場合】 届出の遅延に関する理由書（遅延理由書）